千葉市

保育所（園）防災マニュアル

【風水害対策編】

千葉市こども未来局幼保運営課

令和５年４月１日

目次

[**１　基本的事項** １](#_Toc129951085)

[**２　事前の準備** ５](#_Toc129951086)

[**３　情報収集** ６](#_Toc129951087)

[**４　避難行動（安全確保行動）** ８](#_Toc129951088)

[**５　災害時の連絡方法** １１](#_Toc129951089)

[**６　児童の引渡し** １５](#_Toc129951090)

[**７　被害報告** １６](#_Toc129951091)

# **１　基本的事項**

◇本マニュアルの位置付け

【公立の保育所・認定こども園】

◆公立の保育所・認定こども園においては、本マニュアルを共通の防災マニュアルとして位置付けます。（以下、（園）は公立の「認定こども園」を指します）

【民間の保育園・認定こども園・地域型保育事業】

◆民間の保育園・認定こども園・地域型保育事業においては、次の取扱いとします。

・既に施設での防災マニュアルを作成している場合は、見直しにあたっての参考とするとともに、未作成の場合には作成時の参考としてください。

・７「被害報告」については、公立・民間共通のルールとなります。

■地域防災計画に記載の社会福祉施設等（保育所（園））における対策

・千葉市地域防災計画において、社会福祉施設等における対策として、「避難計画の策定」、

「防災教育・訓練の実施」、「浸水想定区域内等における要配慮者利用施設の対策」を講じるよう規定されています。

※「浸水想定区域内等における要配慮者利用施設の対策」については、対象となる施設へ案内を行います。

【避難計画の策定】

・保育所（園）の住所を基にハザードマップを確認し、避難計画を策定してください。

・避難経路・避難場所を検討し、避難計画書を作成してください。

〔千葉市ハザードマップＵＲＬ〕

https://www.city.chiba.jp/other/jf\_hazardmap/index.html

【防災教育・訓練の実施】

・防災教育を実施してください。

・実践的な避難訓練を年1回以上実施してください。

■災害に備えた事前の対応

・災害時の保護者等との連絡方法や児童の受渡し方法等を定め、その周知を図ってください。

・交通機関の乱れ等に起因する、保護者の迎えが困難な場合を想定し、一定期間児童を預かるために必要な非常食、飲料水等の非常物資を常時確保してください。

・停電に備え、懐中電灯やラジオ、電池の準備をしてください。

・可能な限り、近隣園と非常時の協力体制について協議を進めてください。

※社会福祉施設等については、災害時でも最低限のサービス提供の維持が求められます。

・業務継続計画を策定・周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施してください。

（R5年度より新たに保育施設に対しても業務継続計画の策定が「努力義務化」となりました。）

下記厚生労働省が取りまとめました資料を参考に、災害時の事業継続計画（ＢＣＰ）策定をご検討ください。

<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/public-sector/gv/jp-gv-business-continuity-guidelines.pdf>

※事業継続計画（ＢＣＰ）のひな形については、R4年度中に展開済です。

（ご依頼いただければ再送いたします。）

■防災気象情報等に応じた保育園・認定こども園等の対応

・台風の接近や豪雨の発生が予想される場合には、事前に室外にある植木や備品などは室内に取り込むか、ロープで固定するなど被害を最小限に抑えるための対策を行ってください。

【臨時休園の基準と休園範囲について】

・令和4年6月配布の「防災気象情報等に応じた保育園・認定こども園等の対応について」（令和4年度版・一部改正）に応じ、休園の判断を行ってください。

[休園判断基準]

当日朝6時の時点で、以下の基準に当てはまる場合



≪注意≫

インターネット等で「警戒レベル○相当」と表記されたものは、千葉市が発令した情報ではありません。

この「相当」情報をもって（臨時）休園とはなりませんのでご注意ください。

※避難情報の「発令」は地域の特性、状況、日没時刻等を総合的に判断し、「千葉市」が発令するものです。

[“発令時間”等に応じた対応について]

休園は当日朝6時時点で判断を行うが、6時以降の避難情報発令や、特別警報の発表への対応については以下のとおりとします



■風水害による建物や人的被害発生後の対応

【被害報告について】

・「防災気象情報等に応じた保育園・認定こども園等の対応について」（令和4年度版・一部改正）に従い、被害を受けた場合は、「災害時情報共有システム」を利用し、被害状況をご報告ください。

災害時情報共有システムＵＲＬ：<https://www2.wam.go.jp/jido-saigai/COP000001E00.do>

・「災害時情報共有システム」が使用不可である場合は、「保育園・認定こども園等被災状況報告書」を使用し、Ｅメール又はＦＡＸにて幼保運営課へご報告ください。

E-mail：unei.CFE@city.chiba.lg.jp

FAX番号：043-245-5995

【風水害による災害後の保育について】

・被害状況を確認し、保育が可能か判断してください。

　建物等に甚大な被害を受けた場合、ライフライン（電気・ガス・水道）が停止している場合等、安全に保育が行えない場合は休園の判断を幼保運営課と協議し、その結果を保護者へ速やかに連絡してください。

・保育所（園）の実施状況、再開見込等について随時周知を行ってください。

・概ね1か月以内の保育再開を目指し、施設設備の早期復旧や職員確保に努めてください。

# **２　事前の準備**

【職員の役割分担の明確化】

・災害時に速やかに対応できるよう、マニュアルを共有すると共に、保育所（園）職員それ

ぞれの役割分担を明確化し、各自の役割について周知徹底を図ってください。

【保護者との情報共有】

・災害時の保育所（園）の対応や避難先、電話等不通時の連絡方法等について、あらかじめ、文書にて保護者あてに十分周知をしてください。

・災害時において代理者の送迎登録を希望する場合は、あらかじめ「お迎え者カード（災害時用）」、「お迎え者カード（災害時用）の提出について」に必要事項を全て記載のうえ、保育所（園）に提出させてください。

【避難経路、避難場所等の検討】

・あらかじめ、避難経路、避難場所等を検討し定めておくとともに、避難訓練をとおして避難路周辺の状況について習熟しておいてください。

【非常食等の準備】

・保護者の帰宅困難等により、児童のお迎えが遅れること等を想定し、3日分を基本として、児童数、年齢等に応じた水・食糧等を準備しておいてください。

（1日目：100％、2日目：50％、3日目：25％ の量を確保すること）

・避難時に必要となる物資をあらかじめ検討・準備し、非常時持出し袋に入れて常備してください。

# **３　情報収集**

【千葉市防災部門から、「高齢者等避難以上の避難情報」発令時の情報確認方法】

　千葉市防災部門からは「災害情報配信システム（ＲＡＩＤＥＮ）」を介して、受信設定をしているアプリやメールアドレスへ配信が行われるほか、防災部門職員によるＨＰ掲載など周知が行われます。日頃より情報収集可能な態勢の準備をお願いします。



【各情報ツール登録の徹底】

　各施設においてはツールを登録し、情報収集に努めてください。



iOS

Android

【その他、情報収集の一例】

　上記の他、様々な情報収取ツールの活用により、避難の要否等を判断してください。

■川の水位情報 危機管理型水位計…川の水位情報を色で確認できます

<https://k.river.go.jp/?zm=10&clat=35.54395984200392&clon=140.28579711914065&t=0&dobs=1&drvr=1&dtv=1&dtmobs=1&dtmtv=1>

■キキクル（危険度分布）（気象庁）…赤い分布になったら避難行動が必要です

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/zoom:11/lat:35.634419/lon:140.127525/colordepth:normal>

# **４　避難行動（安全確保行動）**

【避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保】

（以下、内閣府：避難情報に関するガイドラインより抜粋したものです。）

■立退き避難

　ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、高潮浸水想定区域、津波浸水想定等や、そのような区域外又はハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（河川沿い、局所的な低地など）の居住者等が、災害リスクのある区域から、安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、災害対策基本法第60条第1項に規定される避難行動の基本となる。

※自らが居る建物から離れ避難するという意味での「水平避難」と呼称することもある。

■屋内安全確保

　災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等に対しては、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階への退避等により、身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの確認・判断でとり得る行動である。

　ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある区域等にあり浸水する恐れがあることから、「屋内安全確保」を行うには、少なくとも以下の条件が満たされており、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。

　①自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域（千葉市ハザードマップで確認可能）に存して

いないこと

　②自宅・施設等に浸水しない居室があること

　③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（水、食糧、薬等

　　の確保困難。電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ。）を許容でき

ること。

■緊急安全確保

　「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等により避難が遅れたために指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合に、現在いる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。

　ただし、本行動は避難し遅れた居住者等が取る次善の行動であるため、本行動を取ったとしても身の安全を確保できるとは限らず、最終的には居住者等自らの判断に委ねざるを得ない。



【避難路・避難場所の設定】

（避難確保計画資料より抜粋）

■避難場所の設定は、①立退き避難（水平避難）、②屋内安全確保（垂直避難）の順に検討してください。

　立退き避難は、浸水想定区域外（ハザードマップを確認）の系列施設や類似施設などの関連施設で、次に指定緊急避難場所で検討してください。

■屋内安全確保は浸水深が3.0ｍ未満の場合、建物の2階以上、浸水深が5.0ｍ未満の場合、建物の3階以上を目安に避難場所にすることができます。

■悪天候の中、多数の児童を避難所へ誘導することは相当の危険が伴うことから、避難行動の実態として、屋内安全確保が主となる場合も考えられますが、避難の原則は立退き避難であるため、立退き避難及び屋内安全確保の両方の避難場所を設定してください。

　＜参考＞指定緊急避難場所等について（市HP）

該当する区の「指定緊急避難場所・指定避難所」から確認できます。

<https://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/bosai/hinanbasyoichiran.html>

【施設周辺の避難地図】

　大雨・洪水時に伴う、避難情報発令時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 天候事象 | 立退き避難 | 屋内安全確保 |
| 避難場所1 | 避難場所2 |
| 大雨・洪水 |  |  |  |
| 移動手段 |  |  | ― |

※施設の位置、避難場所の位置、避難経路を記載

　避難場所については、避難訓練時等に避難可能かを確かめ、必要に応じ見直しを行うこと。

　手書きの代わりに、地図の貼付等でも構いません。

# **５　災害時の連絡方法**

■ＮＴＴ災害用伝言ダイヤルの活用

　大規模水害の発生により、電話・携帯電話が不通となった場合は、ＮＴＴ災害用伝言ダイ

ヤルを活用してください。



[利用条件]

災害発生時に被災地への通話が増加し、繋がりにくい状況になった場合にＮＴＴが運

用を開始。

　[登録可能な電話番号]

　　固定電話、携帯電話も可能

　　※固定電話の場合は、市外局番から入力

　　※伝言の再生は、携帯電話からも再生可能

　[伝言録音時間、伝言保存期間、伝言保存件数]

　・伝言録音時間：1伝言あたり30秒以内

　・伝言保存期間：災害伝言ダイヤル（171）の運用期間終了まで

　・伝言保存件数：1～最大20伝言（サービス提供時に判明）

　[災害用伝言板（ｗｅｂ171）との連携]

　・災害用伝言ダイヤルに登録した伝言を「災害用伝言板（ｗｅｂ171）」で音声ファイル

として再生可能

　・「災害用伝言板（ｗｅｂ171）」に登録した伝言（テキスト）を音声変換の上、災害用

伝言ダイヤルで再生可能

【保育所（園）から保護者への災害用伝言ダイヤルを利用した連絡】

　・災害発生後、可能な限り速やかに保育所（園）の電話番号を利用し、ＮＴＴ災害用伝言ダイヤルへ保護者宛に保育所（園）の状況を録音してください。

　・1件あたりの録音可能時間が短いため、要点を簡潔に録音してください（30秒以内）。

　・状況の変化が起きた場合には、最新情報の録音を更新してください。

[録音例]

◇千葉保育所です。現在、大雨による被害はなく、児童にけが人も出ておりません。

可能な限り早めのお迎えをお願いいたしますが、お迎えが遅れる場合にも、責任を

もってお預かりしますので、ご安心ください。

◇千葉保育所です。現在、大雨による被害はなく、児童にけが人も出ておりませんが、

浸水の恐れがあるため、○○小学校に避難しています。可能な限り早めのお迎えを

お願いいたしますが、お迎えが遅れる場合にも、責任を持ってお預かりしますので、

ご安心ください。

◇千葉保育所です。現在、○○小学校の体育館に避難しています。体調不良の児童が

数人出ていますが、命に別状はありません。可能な限り早めのお迎えをお願いいたしますが、お迎えが遅れる場合にも、責任をもってお預かりしますので、ご安心ください。

【保護者から保育所（園）への災害用伝言ダイヤルを利用した連絡】

　・保護者から保育所（園）への連絡時には、保育所（園）電話番号への災害用伝言ダイヤルを利用することは控えるよう、事前に十分周知してください。

　　〈保護者から保育所（園）への連絡ツールとして相応しくない理由〉

○保育所（園）から全保護者向けへの伝言が上書きされてしまう

○他の保護者も伝言内容を聞くことができてしまう

○最大で20件の伝言しか残せないため、全ての伝言を確認できない恐れ

　　　＊最大数になった段階で、古い伝言から自動的に上書きされる

　　　※上記を十分理解した上で、それでも尚、保育所（園）へ緊急を要する連絡がある場合にのみ、利用を可とする。

■ＮＴＴ災害用伝言板（ｗｅｂ171）の活用

　大規模水害の発生により、電話・携帯電話が不通となった場合は、ＮＴＴ災害用伝言板も活用してください。

[利用条件]

災害発生時に被災地への通話が増加し、繋がりにくい状況になった場合にＮＴＴが運

用を開始。

　[利用方法]

　①パソコン、スマートフォン、タブレットから、「災害用伝言板」と検索するか、

右記アドレスを入力　→　https://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171/

　②伝言を残したい“電話番号”を入力後、「登録」を選択すると、伝言入力画面へ

　③伝言を入力後、「登録」を選択

　[伝言文字数、伝言保存期間、伝言保存件数]

　・伝言文字数　：1伝言あたり100文字以内

　・伝言保存期間：災害伝言ダイヤル（171）の運用期間終了まで又は最大6か月

　・伝言保存件数：最大20件

　[災害用伝言板（ｗｅｂ171）との連携]

　・災害用伝言ダイヤルに登録した伝言を「災害用伝言板（ｗｅｂ171）」で音声ファイル

として再生可能

　・「災害用伝言板（ｗｅｂ171）」に登録した伝言（テキスト）を音声変換の上、災害用

伝言ダイヤルで再生可能

【保育所（園）から保護者への災害用伝言板を利用した連絡】

　・災害発生後、可能な限り速やかに保育所（園）の電話番号から「災害用伝言板（ｗｅｂ171）」へ保護者あてに、保育所（園）の最新の状況を書き込む

　・1伝言あたり100文字以内であるため、要点を簡潔に書き込むこと

　※伝言の入力は、上記[録音例]を参考に簡潔にすること。

【保護者から保育所（園）への災害用伝言板を利用した連絡】

　・保護者から保育所（園）への連絡時には、保育所（園）電話番号への災害用伝言板を利用することは控えるように事前に十分周知しておくこと。

　〈保護者から保育所（園）への連絡ツールとして相応しくない理由〉

○保育所（園）から全保護者向けへの伝言が上書きされてしまう

　　○他の保護者も伝言内容を読むことができてしまう

　　○最大で20件の伝言しか残せないため、全ての伝言を確認できない恐れ

　　＊最大数になった段階で、古い伝言から自動的に上書きされる

　　※上記を十分理解した上で、それでも尚、保育所（園）へ緊急を要する連絡がある場合にのみ、利用を可とする。

【その他】

　・マチコミメールの活用

　・ＨＯＩＣＴメールの活用

○使用可能なツールは全て利用し、保護者へ情報を届けるよう努めること。

【災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板（ｗｅｂ171）の体験利用】

　災害時以外にも災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板（ｗｅｂ171）を体験できる「体験利用日」が設定されています。積極的に下記期間中に操作を行い、操作方法等を習熟してください。

　また、体験利用日以外でもＮＴＴのホームページでも利用方法の説明が掲載されております。必ず一度は目を通していただくようお願いします。

　[体験利用日]

　・毎月1日、15日 ：0：00～24：00

　・正月三が日　　 ：1月1日0：00～1月3日24：00

　・防災週間　　　 　　　 ：8月30日9：00～9月5日17：00

　・防災とボランティア週間：1月15日9：00～1月21日17：00

　※災害が発生した際には、体験利用不可の場合があります。

　※体験利用の開始・終了時間は変更になる場合があります。

# **６　児童の引渡し**

■災害時の特例

　児童の引渡しは保護者、若しくは、保護者から事前に連絡のあった場合に代理者に引渡すのが原則ですが、災害時には帰宅困難・通信状況の不通等により、連絡が不可能な事態が想定されることから、保護者が事前に代理者を登録している場合は、その代理者に限り、保護者からの事前連絡無しで引渡すことができるものとします（災害時且つ通信不通時の特例）。

■代理者の事前登録

・保護者が上記代理者の登録を希望する場合は、あらかじめ「お迎え者カード（災害時用）」及び「お迎え者カード（災害時用）の提出について」に必要事項を全て記載のうえ、保育所（園）に提出させてください。

・「お迎え者カード（災害時用）」は、当該児童の「緊急連絡カード」等に添付し、避難時に持ち出し可能な場所に保管してください。

　※「お迎え者カード（災害時用）の提出について」は、避難時の持ち出しは不要のため、事務室内等に保管してください。

・「お迎え者カード（災害時用）」の提出は、あくまでも保護者の希望によるものであり、強制ではないこと、また、交通機関の乱れ等により保護者による児童のお迎えが遅れたとしても、責任をもってお迎えに来るまで預かることを十分周知してください。

■代理者への引渡し

・災害時に、当該代理者が児童のお迎えに来た場合には、事前申請（「お迎え者カード（災害時用）に記載）をしている身分証の確認に加え、代理者の生年月日等により本人確認を行ってください。

・本人確認ができない場合には、児童の引渡しは拒否してください。

・代理者に引渡した際には、「お迎え者カード（災害時用）」の裏面に、日付、児童氏名、代理者氏名の記載をお願いしてください。

・災害時であり、「お迎え者カード（災害時用）」を持ち出せない等の不測の事態も想定されることから、代理者へ児童の引渡しができない可能性もあることを説明し、保護者が理解のうえで受付をしてください。

# **７　被害報告**

■被害状況の報告

　風水害による被害が発生した場合、保育所（園）の被害状況について、安全点検等を実施し、災害時情報共有システムへの登録又は別紙報告様式（幼保運営課へ報告）により、報告をしてください。

【災害時情報共有システムによる報告】

・災害時情報共有システムへ入力すると、千葉市・千葉県・厚生労働省が被害状況確認可能となります。

・報告する際には、災害時情報共有システム専用のＵＲＬからの報告となります。報告時にＵＲＬが届いていない場合や、パソコンやスマートフォンが使用できない状況の場合、別紙報告様式を使用してください。

[報告方法]

・前述のとおり、パソコン又はスマートフォンから専用のＵＲＬへアクセスしていただき、被害報告の入力をしてください。

【報告様式を使用する報告】

・ＵＲＬが届いていない、パソコン・スマートフォンが使用できない状況時等にご利用ください。

[報告方法]

・エクセルへ入力後メールで幼保運営課へ提出又は、手書きによる記入後ＦＡＸで幼保運営課へ提出してください。

　メール：unei.CFE@city.chiba.lg.jp

　ＦＡＸ：043-245-5995

・停電等により通信手段が遮断された場合には、近隣園の協力を得て報告をしてください。